



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
普通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

学生納付特例制度について
20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。
対象は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する人です。

申請の手続き
年金手帳、学生証のコピー（有効期限が表記されているもの）または在学証明書（原本）、印鑑を持って、市民課、各

**新成人の皆さん
20歳になったら国民年金です**
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。
国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか、病気やけがで障がいが残ったときは障がい年金、家族の働き手が亡くなったときは遺族年金を受け取ることができます。
厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になったときは、忘れずに加入の手続きをしましょう。必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置すると、これらの年金が受け取れなくなる場合があります。

『国民年金基金相談会』のご案内
この制度は、国民年金に上積みして、より豊かな老後を保障するもので、自分の将来設計に合わせて年金を積み立てられます。国の国庫負担が入っているため、掛金が全額社会保険料控除となるので所得

**年金事務所では年金相談の
予約受け付けを行っています**
年金事務所では、来訪による年金の請求手続きや年金相談をする人に対し、事前に電話での予約を受け付けています。待ち時間が少なくなり、スムーズに手続きを進められますので、ぜひご利用ください。
※予約の際には、基礎年金番号の分かるものをお手元にご準備のうえ、ご連絡ください。
予約相談の実施時間帯
月曜日～午前8時30分～午後6時
※祝日の場合は、翌日以降の開所日初日
火曜日～午前8時30分～午後4時
第2土曜日～午前9時30分～午後3時

支所または年金事務所での手続きをしてください。

**社会保険労務士による
無料年金相談**
●日時・場所
1月10日（水） 市役所西館
1月23日（火） 詫間福祉センター
午前10時～午後3時
●持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要ですが、
●問い合わせ
街角の年金相談センター高松（オフィス）
☎087（811）6020

税・住民税が軽減されます。
加入できる人は、20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者および60歳から65歳未満の国民年金任意加入者、海外居住の国民年金任意加入者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人や、農業者年金に加入している人は加入できません。
次の日程で相談会を開設しますので、お気軽にご相談ください。
日時 1月24日（水）
午前10時～午後3時
場所 市役所西館
▼問い合わせ
香川県国民年金基金
☎0120（65）4192



償却資産申告のお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

償却資産申告書の提出期限は1月31日（水）です
※期間間近は混雑しますので、早めにご提出ください。

償却資産の申告は、事業（太陽光パネルによる売電含む）を行っている人が対象です。土地および家屋以外の事業に使用することができる資産で、その減価償却額が法人税法または所得税法の規定による取得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものについては償却資産の申告が必要です。

昨年申告した人には、12月上旬に申告書を送付しています。まだ届いていない人や、平成29年1月2日以降に新しく事業を始めた人には申告書を送付しますので、税務課にご連絡ください。

種類	資産具体例
第1種 建築物	煙突・橋・塀・門・舗装路面・広告宣伝塔・水槽・打込井戸・岸壁さん橋・ドック軌条・その他土地に定着する土木設備など
	<p>建造設備および建物附属設備などは、固定資産税において通常は家屋に含めて評価しますが、次に掲げるものは償却資産として取り扱います。</p> <p>1 建物の所有者以外の者（テナントなど）が施工した事業用造作設備および建物附属設備など</p> <p>2 建物所有者が施工した設備にあっても次に掲げるもの。</p> <p>（1）生産事業の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の冷却用、給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備など）</p> <p>（2）建物から独立した諸設備（ネオン広告塔設備、屋上看板、スポットライト、外灯など）</p>
第2種 機械および装置	電気・化学・土木・建設・印刷・食品・医療用等各機械・冷暖房用の附属機械・運搬設備（コンベアーなど）ホイスト・クレーンなどの揚重機・その他物品の製造修理などに使用する機械装置など・太陽光発電設備
第3種 船舶	モーターボート・貸ヨット・貸ボート・汽船・曳船など
第4種 航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダーなど
第5種 車両および運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフトなど（ナンバープレート分類番号が「0」「00～09および000～099」「9」「90～99および900～999」のもの） 自転車・リヤカー・荷車・構内運搬具・ロードローラー・タイヤローラ・台車など（自動車税、軽自動車税の課税客体であるものを除く）
第6種 工具、器具および備品	机・椅子・ロッカー・金庫・タイプライター・計算機・レジスター・放送設備・クーラー・テレビ・ラジオ・ステレオ・応接セット・陳列ケース・ネオン管などその他・業務用の備品什器類・測定工具・取付工具・切削工具・鍛圧工具・雑工具など